

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会	参考資料 2
令和 3 年 3 月 2 5 日	

子家発 0317 第 1 号
令和 3 年 3 月 17 日

法務省矯正局少年矯正課長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

国立児童自立支援施設への入所等について（協力依頼）

平素より、国立児童自立支援施設の運営等につきまして、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

令和元年 9 月に国立きぬ川学院において入所児童の自殺事案（以下「本件事案」という。）が発生し、その後、厚生労働省の社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会（以下「専門委員会」という。）において再発防止策や児童の支援のあり方について議論がなされ、令和 2 年 4 月 30 日に専門委員会から「令和元年 9 月に発生した死亡事案に関する報告」（以下「報告書」という。別添 1 参照。）が公表されました。

国立児童自立支援施設（以下「国立施設」という。）は、児童自立支援施設の入所対象である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条）のうち、「特に専門的な指導を要するもの」（厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 145 条）を入所させて、その自立支援を行うことを目的としています。このため、他の児童自立支援施設での支援が困難となった子ども等を受け入れており、また、近年では、被虐待体験によるトラウマや発達障害等のある子どもの割合の増加傾向が顕著となっています。

厚生労働省及び国立施設においては、報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた改善策の実施に取り組んでいるところですが、今般、国立施設への入所等に係る全国の少年鑑別所に協力をお願いさせていただきたい事項について、別紙のとおり取りまとめました。国立施設への入所後の子どもの支援につき、より万全を期すため、ご留意頂くよう、お願い申し上げます。

別紙

国立児童自立支援施設への入所等に係る全国の少年鑑別所に協力をお願いさせて頂きたい事項

○直近に入所していた施設や鑑別所等における子どもの状態把握について

国立施設に入所する子どもの多くは複数の施設等に措置されてきた経験があることから、見捨てられ感などの心の傷つきを抱えている場合が多く、国立施設として、入所前に入所する子どもの成育歴を踏まえたアセスメントを十分に行い、支援方針を立てていく必要があります。

専門委員会から令和2年4月30日に公表された報告書（3.（1）入所前の情報収集とアセスメント）においても、「入所に至る経過の把握や子どもと実親との関係性などのほか、措置変更前の施設の情報や措置変更になった理由、それに対して子どもにどのように対応したかなどを把握していく」ことが提言されています。提言に沿って、国立施設では、子どもの成育歴を踏まえたアセスメントを行うに当たって、できるだけ詳細な情報を把握していくこととしています。

また、報告書において、「特に直近に入所していた施設や鑑別所等における子どもの状態把握については、児童相談所の了解を得た上で、施設や鑑別所等に対し、直接の引き継ぎや支援の方針を策定するための協力を依頼すること」も提言されています。

今後、これを踏まえた依頼を行う場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。